

第2回 村上市地域公共交通活性化協議会 会議録

1. 開催日時：令和2年8月28日（金） 午後2時00分から午後3時30分

2. 開催場所：村上市生涯学習推進センター 2階 大・中会議室

3. 出席者：（※敬称略）

【出席委員】古田委員、大滝(徳)委員（（株）瀬波タクシー常務取締役 高橋ムツ子 代理出席）、武田委員（事業対策官 須藤弘之 代理出席）、長田委員、平野委員、伊与部委員、川内委員、佐藤委員、会田委員、大嶋委員、本間委員、斎藤委員、中山委員、小杉委員、志田委員、矢部委員、小池委員、大田委員、富樫委員、岩田委員、佐野委員、大滝委員、加藤委員、小田委員

【欠席委員】 三本委員、佐々木委員、土谷委員、菅原委員

【委員以外】 岩船タクシー(株)、(株)はまなす観光タクシー、藤観光タクシー(株)、新潟交通観光バス(株)村上営業所

【事務局】 渡辺、前川、天井、小野寺（村上市）

4. 傍聴者：10人

5. 会議次第

1 開 会

2 挨拶（会長）

3 委員及び事務局員紹介

4 議 事

〔報告事項〕

(1) 村上市地域公共交通網形成計画策定業務委託の契約締結について

(2) 法律改正による計画名の変更について

(3) 事故の報告について

〔協議事項〕

議題1 村上市地域公共交通網形成計画策定について（案）

議題2 通院対応のりあいタクシー利用料金改定について（案）

議題3 協議会委託バス路線のダイヤ変更について（案）

5 その他

6 閉 会

6. 会議資料

【配付資料】 ◇議事次第 ◇出席者名簿 ◇配席図

【議事資料】 資料1. 村上市地域公共交通網形成計画策定業務委託の契約締結について

資料2. 法律改正による計画名の変更について

資料3. 村上市地域公共交通計画（仮称）策定について

議題1.～3. 各（案）について

7. 会議資料

議事次第

1 開 会

○渡辺事務局長：それでは、ただいまより令和2年度第2回村上市地域公共交通活性化協議会を開催いたします。

開会に当たり、本協議会の会長であります高橋邦芳村上市長がご挨拶申し上げます。

2 挨拶(会長)

○高橋会長：皆さん、こんにちは。今日は第2回になりますけども、公共交通活性化協議会ということで、お忙しい中、また非常に暑い中、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。こうして開催できるかどうか、非常に危惧をしながら本日を迎えたわけでありますけども、この間皆様方には格段のお力添えをいただきながら、幸いにも当村上市においては現時点で感染者を確認していないという状況でございます。

この間、市民の皆さんはじめ、各事業者の皆様方にも行動の大きな制約の中でということでお取組をいただいておりますことに、感謝申し上げたいと思っております。ただ、そうした中であっても、やはり生活の基盤を支えている皆様方はリスクのある中、事業を継続していかねばならなかったということで、またここも非常に厳しい状況でありました。その皆様方にも感謝を申し上げなければならないと思っております。そうした中で公共交通支えていただいておりますバス事業者、またタクシー事業者それぞれの事業者の皆様方に、何回か聞き取りをさせていただいている中でも厳しい状況で事業を営んでいらっしゃるという状況でありました。そうした中で、今回地方創生の臨時交付金を活用させていただきながら、バス事業者、タクシー事業者の事業継続のための支援策ということで、いろいろな政策も打たせていただいているわけであります。ご承知のとおり今年3月に山北地区におきまして、タクシー事業者が1社撤退を余儀なくされたということで、今年度におきましては村上市直営の福祉タクシー、通院、障害をお持ちの方々を中心として登録をいただいて、対応しているところでありますけども、実はこのところもタクシー、そういう車を使ってお医者さんに行くとか、そういう方々が実は出控えをしているんじゃないかということで、想定された数字よりもそれが下回っている状況になっています。ということは、通常業務として運営をされているバス事業者さん、タクシー事業者さんのほうも実際に通常ベースの収益を上げられているのかどうかということは非常に懸念をされるところであります。そここのところを少しでも埋めていこうという支援策を講じているというところであります。いずれにしましても今回のコロナウイルス感染症の状況がない状況であったとしても、このエリアの道路ネットワークを使った人流の在り方、これについてそれを支えていただいておりますバス事業者、タクシー事業者の皆様方、これは将来にわたって継続してもらわなければ駄目だということ、これは紛れもない事実でありますので、そんなところを併せてこれからのありようというものも皆様方と率直に議論させていただければありがたいと思っております。そうした中でタクシー事業者さん、今年度に入りまして、各社連携をする組織もつくっていただきました。

その中で共通する課題を1つでも解消していくというふうなところにも取組を進めながら、この地域における公共交通ネットワークの確実な持続、これを確固たるものにしていきたいと思っておりますので、本日はよろしくどうぞお願いをいたします。

3 委員及び事務局員紹介

4 議 事

○渡辺事務局長：続きまして次第の4、議事に入ります前に本協議会の成立について報告いたします。本協議会は、協議会規則第11条第2項で定める委員の過半数以上が出席を得ておりますので、開催できますことをご報告いたします。

それでは、これより議事に移りますが、今回議題として4議題を提案しておりましたが、議題4の路線バス運賃改定について、バス事業者である新潟交通観光バスよりいま一度精査が必要であるとの報告を受けましたので、本来ならば本協議会でお諮りして、新潟運輸支局の認可を受ける予定となっていたところですが、運輸支局に確認を取りましたところ本協議会での審議は必要なく、認可が受けられるとの確認を取りましたので、今回の議題4のものにつきましては取下げとさせていただきますので、ご了承お願いいたします。

それでは、議事に入ります。協議会規則第11条第1項の規定によりまして、会長が協議会の議長になることとなっておりますので、これより会長が議長となり、議事の進行をいたします。会長、よろしく願いいたします。

〔報告事項〕

(1) 村上市地域公共交通網形成計画策定業務委託の契約締結について（資料1）

○高橋会長：それでは、しばらくの間よろしく願いをいたします。

次第に従いまして進めさせていただきたいと思いますが、まず報告事項の1点目、村上市地域公共交通網形成計画策定業務委託の契約締結について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局：――資料1に基づき詳細に説明――

○高橋会長：ありがとうございます。それでは、せっかくの機会でありますので、エヌシーイー株式会社さん、ご挨拶をお願いします。

○エヌシーイー(株)高橋：新潟市内にありますエヌシーイー株式会社の高橋と申します。村上市の公共交通がよりよいものとなるように頑張りたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○エヌシーイー(株)木村：同じくエヌシーイー株式会社の木村と申します。よろしく願いをいたします。

○高橋会長：ありがとうございます。ぜひよろしく願いをしたいと思います。報告事項の1点目についてご説明を申し上げました。ただいまの事務局の説明につきまして、皆様方からご発言ありますでしょうか。よろしゅうございますか。

(異議なしの声あり)

○高橋会長：じゃ、よろしく願いをいたしたいと思っております。

(2) 法律改正による計画名の変更について（資料2）

○高橋会長：それでは、続きまして報告の2点目、法律改正による計画名の変更についてということで事務局から説明をお願いします。

○事務局：――資料2に基づき詳細に説明――

○高橋会長：それでは、大田首席専門官のほうからご説明よろしくお願ひしたいと思っております。

○大田委員：改めまして、北陸信越運輸局新潟運輸支局の大田でございます。まずもって、先ほど市長のご挨拶にもございましたとおり、今コロナ禍におきまして、公共交通は非常に大変な状況になっていると、全国的にこういう状況でございますが、村上地域におきましてもそういった公共交通を支えるということで関係者の皆様のご努力いただいていることに対しまして、まず国土交通省といたしまして厚く御礼申し上げたいと思います。

それでは、お手元の資料2に基づきまして、公共交通活性化再生法が改正された概要につきまして、改正法の概要につきましてご説明申し上げたいと思います。着座にて失礼させていただきます。

まず、資料の1ページ目を御覧ください。こちらにつきまして、平成12年以降乗合バスですとか鉄道等の需給調整規制を廃止いたしまして、新規参入の規制を最低限にとどめまして、サービスの質ですとか量、いわゆる規制緩和ということで、交通事業者様の経営判断に委ねるということになりました。一方、地域が主体となって、地域交通の適切な在り方を検討し、幅広い主体が連携した取組がされた計画制度、支援制度を整備してきたところでございます。具体的な流れといたしましては、下に規制緩和の時系列で書いてございますとおりでございますが、この下の青で書いてあるところでございます。地域公共交通活性化のための計画制度、支援策等というところを御覧いただきたいんですが、平成19年10月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が施行されたところでございます。こちらにつきまして、詳しく次の2ページ目のスライドに記載がございます。この19年につきましては、活性化再生法を制定いたしまして、市町村が主体となりまして、幅広い関係者の参加による協議会を設置するということになりました。加えまして、地域公共交通相互連携計画の策定を通じまして、地域公共交通の確保、維持に、それから利便性の向上に取り組むことを制度として整備するというところになったところでございます。こちら村上市さんにおかれましては、連携計画を策定されていると聞いておりますが、このような法律に基づきまして連携計画を策定されているということになっておるかと思っております。本協議会につきましては、下の図面にございますけれども、市町村ですとか交通事業者さん、道路管理者さん、港湾の管理者、公安委員会、住民等が参画いたしまして、協議会を組織して、それぞれ地域連携計画の推進に当たっていただいていたところでございます。

続きまして、平成23年に公共交通確保維持改善事業創設されまして、平成26年11月には地域公共交通活性化再生法の一部を改正する法律が施行されました。その3ページに概要が書いてございますけれども、これまで連携計画はどちらかという交通が主体となっていたこともございますけれども、26年の改正に当たりましてはまちづくりと連携して、面的な交通ネットワークを再構築するというところで、計画が地域公共交通網形成計画という名前に変更になったというところでございます。交通網だけ、路線の参入ですとかを考えていたところ、こういったまちづくりと連動することによって、公共交通の再編が進むと、より使いやすい公共ネットワークの再構築ということがこ

の再生法の改正の目立つところというところで、下にイメージ図が描いてございます。現行は交通網形成計画と言われているものがこの当時の改正の際に法定計画として位置づけられたところでございます。

それで、先ほど事務局の方からもご説明ありましたとおり、次の4ページでございますけれども、今年6月3日に地域公共交通網活性化再生法が公布されて、地域公共交通計画と法定計画がさらに名前が変わることになってございます。先ほども事務局の方が触れられましたとおり、6月の公布から6か月以内に施行されるということになってございますので、今いつ施行ということがはっきり申し上げられないところでございますけれども、この秋、恐らく11月頃なんではないかと言われておりますが、今施行に向けて鋭意作業中というところでございます。

4ページのスライドを御覧いただきたいんですが、今度は地域公共交通計画の作成につきましては、基本的には努力義務化となっております。また、これまでの交通モードに加えまして、自家用有償運送ですとか福祉輸送、それからスクールバスといった地域の交通資源を総動員するというような形になってきているところがございます。これら法律につきまして施行があった際には、法定計画が地域公共交通計画と名前が変わってくるところがございますので、先ほどご説明あったところがございますが、今網計画という形が法定計画ということになってございますが、今後につきましては法定計画が地域公共交通計画と名前が変わるところもございますものですから、協議会等におかれましては適宜のタイミングで、またこういった法定計画の位置づけにつきましてご議論いただきまして、最終的には地域公共交通計画という形で村上地域におかれましても計画を策定されるという流れになってくるかと思っておりますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

次からの5ページにつきましては、地域公共交通計画のイメージ図ということでございますので、本日お時間の都合もあるかと思っておりますので、こちらにつきましては後ほど御覧いただければと思っておりますし、最後の6ページにつきましても、今現行法定計画である網計画を私ども管内、北陸信越運輸局は新潟、長野、富山、石川と4県で構成されておりますけれども、策定、あるいは着手予定というところがこういった市町村ですよというところを御覧いただければということで、参考資料ということでございます。ちなみに、新潟県におきましては既に63.3%網計画を策定済みということで、今後着手予定、村上市さんも含めまして、着手予定の自治体様もございまして、半数以上、既に網計画を策定済み、あるいは着手予定だということでございますので、ほとんど管内の自治体様におかれましては何かの形で網計画に取り組んでいらっしゃるというイメージといたしまして、図面でございますので、こちらもご参考までに御覧いただければと思っております。

非常に雑駁で恐縮でございますが、私からの説明は以上でございます。

○高橋会長：ありがとうございました。今ほど大田専門官のほうからまた法律改正の概要についてご説明をいただいたわけでありまして、ただいまの説明につきまして皆様方からご発言ありましたらいただきたいと思っておりますが、いかがでございましょう。特によろしゅうございますか。

(異議なしの声あり)

○高橋会長：今回法定計画の名称が変わってまいりますので、今後のまた協議会の中でもご議論させていただければ、中身の問題でありますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

佐野先生のほうからは特段あれでございますか。ありがとうございます。

(3) 事故の報告について(資料3)

○高橋会長：それでは、続きまして報告の3点目、事故の報告について皆様方にご報告を申し上げさせていただきたいと思っております。

○事務局：――資料3に基づき詳細に説明――

○高橋会長：これって協議会予算で執行するんでないんだっけ。これ市の総合賠償のほうで対応できるということなものですから、保険対応させていただくということで以後この看板、やっぱり強風で予見できなかった部分があったものですから、以後飛ぶことのないようにということで補強をさせていただいたということでご承知おきをいただきたいと思いますと思っております。

皆様方からこの件につきましてご発言ありますでしょうか。よろしゅうございますか。

(異議なしの声あり)

○高橋会長：これから気をつけてまたまいりたいと思っておりますので、よろしくお願います。

[協議事項]

議題1 村上市地域公共交通網形成計画策定について(案)

○高橋会長：それでは、続きまして協議事項のほうに移らせていただきますが、まず議題の1点目、村上市地域公共交通網形成計画策定についてお示しをしておりますので、事務局からまず説明をさせていただきたいと思えます。

○事務局：――議題1に基づき詳細に説明――

○高橋会長：コンサルさんのお立場で、コメントありますか。

○エヌシーイー(株)高橋：ありがとうございます。丁寧に説明をいただきましたので、少しだけ補足説明させていただきたいと思えます。

今回計画を策定するに当たりまして、ターゲットをより明確にしたいと思っております。そういう思いから、課題の③番では交通弱者と呼びましたけれども、運転免許がなかったり、自家用車がない方着目しております。また、タクシー会社がない地区ということで、山北地区にも着目をしておりまして、それらのニーズをしっかりと把握するためにアンケート調査や住民のヒアリング調査を考えているところを補足説明させていただきます。以上です。

○高橋会長：ありがとうございます。先生のほうからご発言ありませんか。

○佐野副会長：ちゃんとは見ていないんですけども、法律改正されて、以前の法律と違うのは地域の多様な輸送資源ということで、福祉も含めた自家用有償車を含みますとかをこれからどんどん考えていきなさいというふうな感じになりつつあるので、その辺もちょっと違う面から考えたほうが、既存の延長線上の調査っぽいんで、こういった新しい輸送資源をどう使うかというか、どのような輸送サービスを提供するのかとか、そういうのを念頭にして、現在の延長線上より少しそんな部分もなってくれば、例えば山北地区だとタクシー会社い

らっしゃらなくなったので、Uber的なのが、そういう可能性があるかもしれないので、その辺を少し法律の趣旨、せっかく交通省さん書いていただいたので、その辺を組み入れてやっていただければと思います。

○高橋会長：ありがとうございました。佐野先生から勇気をいただいて、私もちょっと発言させてもらいたいと思うんですけど、もう既に実は管内でスクールバスの通院利用とか、買物利用とか、そういうのできないかということで、私のほうからも原課のほうに指示をしまして、検討してもらいました。その話はコンサルさんのほうとは話ししているのかな。しているよね。だから、そういうものも今後盛り込む可能性があるんだろうということで、実はスクールバスに買物困難者に対して支援をして、乗せていって商業施設に連れていくというパターンもあるんですけども、スクールバスに品物載せられないかという話も含めて、スクールバスが移動販売車に様変わりするというようなことも頭から否定するんじゃなくて、可能性としてありなんじゃないかということで、実は今移動図書館車2台回っているんですけども、毎土日、日曜日だけ、土日だけ。管内97か所ステーションを設けて、九十数か所回っています。例えばそこ本持っていっているんですけども、本以外のものを積んでいってもありなんじゃないのというような話を、やればいいのかと思うっております。管内でも幾つかのNPO法人を含めて、移動困難者に対する支援策を講じていたところもあったものですから、それがなかなか担い手というか、そういうものを維持できないということで、なかなか継続をしきれていないというような状況もあったんで、その辺のところも含めて幅広に検討していったほうがいいと思っていますので、また皆さん方に提案をさせていただきたいと思っております。

それでは、皆様方からご発言ありますでしょうか。どうぞ、加藤さん。

○加藤委員：山北商工会の加藤といいます。よろしくお願ひします。今市長からもお話ありましたけれども、やはりバスじゃなくて、現実的なのは、こちらのほうの新しい形のものとして、自家用の有償運送というのが載ってきています。前はNPO等による過疎地の有償運送というのもありましたけれども、なかなかこれは条件が厳しかったりして、県内でも広がりできませんでした。今回の自家用有償運送というのをどういう形を想定されているのかちょっと教えていただきたいんですけど。

○高橋会長：これはどこに聞けば。国交省ですか。事務局分かる。加藤さん、法律改正の部分ですか。資料に載っている。

○加藤委員：新しく頂いたこの中にある。

○事務局：私も勉強不足であるんですが、私の知っている内容で説明させていただくと、市町村及びNPO法人のほうで自家用車、白ナンバーのほうを使って旅客サービスをするというものでございます。ただ、実施できる場所については交通空白地とか、一部の場所に限定されているものがございまして、また料金体系とかそういったものも今後十分な検討が必要になるかと思ひます。すみません。ちょっと私知っている限りはこういった情報しかないんですけど、もしでしたら運輸支局さんのほう等で補足のほうお願ひできればと思ひます。お願ひします。

○高橋会長：専門官、補足よろしゅうございませうか。お願ひします。

○大 田 委 員：今ほどの天井係長おっしゃったところに出てくるところがあるんですけども、まさに交通空白地ということで、運送事業者さんがそこを運送できませんといいましょうか。いうことを確認取った上で、地域の自家用有償運送という形で合意を得たところが基本的にはできるというような形になってございますので、まさに交通空白ということで、事業者さんがちょっとエリアとしてなかなかカバーすることが難しいというところが合意できれば、そういった運送がそのエリアで可能になるという可能性がというところがございます。ちょっと詳しい手続等につきましては、大変申し訳ありませんが、個々のそういった対応という形になってきますもんですから、ちょっとそういった細かいお話は大変恐縮ですが、割愛させていただいた上でご理解いただきたいと思っております。

○高 橋 会 長：加藤さん、どうです。

○加 藤 委 員：今までとどこが違うのかというのが知りたいです。

○高 橋 会 長：漠とした言い方になりますけども、相当規制は緩和されて、非常に乗り入れやすくなっているという状況だと思います。そこの今までの制度、さっきお話あったとおり普及がしていかなかった、進まなかったというところを解消する意味もあるんだらうと思うし、また担い手もいろいろな形で幅広に増やしていつているということもあると思いますので、その辺改めてご説明をする機会をつくらせていただいて、皆さんにもご承知をいただいて、今こういうふうな制度になっていつているんだよということ、その機会設けさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。事務局いいね。

○事 務 局：はい。

○高 橋 会 長：よろしゅうございますか。

○加 藤 委 員：はい。

○高 橋 会 長：本間さん。

○本 間 委 員：今回から初めて来て、こんな質問をしていいかどうか、間違っていたらやめるように言ってください。2点ほどお願ひします。

今回の公共交通網作成計画の素案の中で、3ページ、第二次村上市総合計画の下に都市計画マスタープラン、村上市公共交通計画、それから関連計画ということで、この3つの計画を併せてつくっていいこうということで取り組んでいると思いますが、1点が私何でこれを発言するかというと、都市計画マスタープランというのはたしか駅の西側、あそこを通すという計画があったのかと思います。そのことに全然今回のこの交通の中で触れていなかったということがあれっと思ひましたし、もう一点、観光圏振興計画だとか福祉の関係でもいろいろな今取組をされています。高齢者の見守りだとかも我々区長会に協力してくれということで、協力できることはしなけりゃいけないということで取り組んでいます、その部署でも高齢者から免許ない方々がどう移動するかのアンケート調査を今回計画しているみたいなんです。そうすると、全くダブるところがあるんだけど、それらが市の中で競合させてやっているのか。例えば私のところにアンケート来ると、2つ来る可能性がありますので、それぞれやっぱり競合させてアンケートに取り組まれたほうがいいのかということで発言させてもらいました。以上です。

○高 橋 会 長：ありがとうございました。都市計画マスタープラン、合併後のマスタープラ

ンの中に、当時村上総合病院の移転の状況も確たるものでなかったという状況の中で、また合併前の都市計画の中にJRをまたぐというような計画あったということ私も承知しておりますけども、現段階でそこを高架で結ぶという形にはなっていないんだろうと思っております。ただ、駅周辺まちづくり基本構想の中で、そこのところは東側、西側を開発していくという中での議論としてはあると認識しております。その後に病院が移転しましたので、そういうことで駅の両側、両口でのアプローチの仕方が必要だねということがあります。そこのところをしっかりと都市計画マスタープランのほうにまたうたい込むということを含めて、駅周辺のまちづくりの基本構想についてももう一回洗い直しをしていかなければならないというタイミングでありますので、そこのところはそういう状況だということでもまずご承知おきをいただきたいと思えます。

それと、今の高齢者に係るアンケート調査、福祉サイドの話だと思えますけど、その辺連携取れているんだかどうなんだか。

○事務局：申し訳ないですが、そちらの担当課とはこのアンケートについては連携のほうは、確認をしております。

○高橋会長：分かりました。今ご指摘いただきましたんで、しっかり連携して、重複することのないように、また重複する場合でもより実態に即した形で、丁寧なアンケートになるようにさせていただきたいと思っておりますので、大変貴重なご指摘ありがとうございます。専門官。

○大田委員：新潟運輸支局の大田でございます。今ほど網計画の素案をご説明いただきまして、どうもありがとうございます。

それで、素案ということで、今後変更する余地、予定がもしかしたらあり得るかもしれないという上で、ちょっと何点か気づいたところをお話しさせてもらいたいと思っておりますが、34ページ以降に公共交通の課題ということで⑥まで挙げていただいているところがございますが、まず①につきましては村上総合病院の移転が完了されて、路線網についてはある程度見えてきているので、場合によっては削除というようなお話もございましたところなんですけど、ここに丸が2つ目のところの課題に挙げていただいているとおりに駅の裏側と言ったら失礼ですけど、反対側のほうに総合病院が移ることによって、路線の重複区間が長くなると。より効率的な運行を実施するなどネットワークの見直しが必要ですよということで課題が書かれておるところでございますが、まさにこれはそのとおりかと思っております。またネットワークの見直しというものが今後なされていく中で、こういった重複区間につきまして、例えば起点から終点までずっと一緒に乗っていくという方は多分まれだと思っております。途中医療機関ですとか降りる方がいて、またそこから乗ってこられる方も当然いらっしゃると思えますもんですから、例えば手法といたしまして、OD調査の実施ですとかいうような形で、しっかり停留所どういったところで降りて、どういったところから乗られるのかということろを把握されるということがネットワークの見直しのより効率的な方法につながってくるんじゃないかというところは1点気づいたところがございますので、そういったところも今後ご検討いただければというところが1点でございます。

それから、②ということで、新潟市への通勤手段の確保ということで、こちらの記載のとおり28年9月に高速バスが廃止されて、のりあいタクシーに切り替わっているというところがございますが、やはり高速バスが運行されていた当時と現在、当然利用形態というのはある程度変わってきているのかというところもあるのかと思っております。そういった分析といたしまして、今利用者がどういう方がどういうニーズを持っていらっしゃるのかと、当時と比較して、どういうふうに変ったのかというところも運行内容を今後見極めていく上で、非常に有益といたしまして、判断材料の重要な一つになってくるのかと思っておりますので、そういったところがないとなかなか運行内容の変更というところの方向性が見出せないのかというところがちょっと懸念されたところがございますので、その辺もちょっとご検討いただければというところがございます。

それから、一番最後の⑥なんですけれども、ちょっとこれは今後のご検討材料かと思うんですが、項目をお出しになるというか、何か問題として②とか③の課題とセットなのかというちょっと印象受けたんですけれども、それとも何かちょっとここに出すという意義があるようであれば、ちょっとそれはそれで話がちょっと変わってくるのかもしれませんが、ちょっと拝見したこの課題という形では2と3のセットみたいな問題なのかとちょっと印象受けましたものですから、ちょっとその辺につきましてもご検討いただければというところがございます。

以上、ちょっとまたしゃべってしまって申し訳ございませんが、私からは以上でございます。

○高橋会長：ありがとうございました。ご指摘の部分あったわけでありまして、今答えられる内容であるのか。

○事務局：ご指摘の件につきましては、持ち帰りまして、内部で十分検討、協議の方法、また支局さんと、運輸局さんのほうとまたご相談等させていただきまして、また十分検討のほうをさせていただきたいと考えております。

○高橋会長：ありがとうございました。

②の新潟市への通勤手段のやつ、今いろいろあったわけでありまして、多分委員継続されている皆さんのところには実際利用者の皆さんからいただいたアンケート調査というの全部やっているよね。全部やっているかと思っておりますけれども、本当にあれを一つ一つ読ませていただくと、とてもやめられないという感じがあります。年間1,800人、これだと1,500なんだかな。1,800ですね。下、年間利用者。これ延べになるわけですが、本当に切実に悩ましいお話をいっぱいいただいて、やめられない状態に実はあります。この間、事業費ベースで1,570万円投入しているわけでありまして、これ県さんのほうから900万円だけ、支援……750万円だった。いただいて、令和2年度も入っているんだ。令和2年度は入ってない。令和2年度からなくなったんです。これ実は高速バスの廃止に伴いまして、県のほうで県単で措置していただいた内容だとあるわけでありまして、多分これ村上だけでなく、各新潟市遠隔地域からのアプローチの場合なかなか、当時阿賀町さんと一緒に連携した記憶があるものですから、そういう事情があるということで、このところをどう埋めていくかというのが非常に悩ましい問題

でありますので、その意見は私のほうから申し上げさせていただきたいと思っております。

○小 田 委 員：介護高齢課長の小田でございます。先ほどの本間さんから高齢者のアンケートという話聞いたんですけど、ちょっと私知らないところでございまして、2月に高齢者の実態調査というのは終わっております。それとどういう関係があるのか、後で本間さん、終わってからちょっと教えていただければと思っております。

そのほかに今アンケートの関係なんですけども、住民アンケートで65歳から89歳というのを抽出ということなんですけど、これは施設に入っている方は抜いて調査するのでしょうか。その辺の確認をお願いします。

○事 務 局：こちらは対象が全体で3,500部あって、各地区に分けてはあるんですが、施設とか入られている方とか入院されている方等事前に調べて、そういった方を除外して、確実に回収できるような方のほうに配付する予定でございます。

○高 橋 会 長：ほかにございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

○高 橋 会 長：それでは、私から2点だけ聞かせてください。先ほどコンサルさんのほうから課題に抽出する形の中で、要するに移動困難者、それと高齢者に特化した形での聞き出しという話だったんですけども、それと併せて65歳以上89歳までの意向調査しますよね。64歳以下の意向というのはどこで拾い上げる予定ですか。

○エヌシーイー(株)高橋：すみません。今回調査の中では64歳以下は対象にはならないんですけども…

○高 橋 会 長：調査は対象じゃないですけども、うちのほうは毎年毎年300人お生まれになって、その方々たちが生活して行って、スクールバスも使うんでしょし、いろいろな形の移動をする。子供たちを含めてどんどん育っていくわけなんで、そここのところの公共交通の在り方というのはここでどういうふうに言及していくことにしている。

○エヌシーイー(株)高橋：64歳以下でいいますと、高校生は対象にしようと思っていまして、これはまた公共交通が必要な方にはなりません。その他の年代の方に関しては、やはり自動車依存がありますので、一旦は優先順位を下げさせていただいて、ほかの村上市さんで行われているアンケート等これから探させていただいて、あれば参考にしていきたいと考えております。

○高 橋 会 長：これまでも様々例えばまちなか循環バスセッティングするときとか、のりあいタクシーの網整備するときも地元の通勤、通学者とか、そういうものも全部ターゲットにしながら調査をしてきたという経緯があるんで、やっぱり各世代がいろいろな公共交通の使い方があるんだと思うんで、そのときにちょっと記憶にあるのが自宅から駅まで行って、駅から電車に乗って新潟行って、遊んで帰ってくるというような中学生、高校生の話もありました。ですから、そういうものもやっぱり公共交通の計画の中で位置づけられている市民だと思えます。なんで、その辺のところも今後計画策定を進める中で配慮していかなければならないと私自身は思っていますので、そのところを意識していただければありがたいと思っております。これはお願いです。

それと、実際にこの計画をつくった段階で、これコンサルさんに聞いたほう

がいいのか。こういうふうな形の計画で今後維持させていきたいと思いますというのが出たときのコストって出るものですか。例えば今回の新潟市までの通院の事業費については、うちが高速のりあいタクシーを走らせていますので、それ1,570万円かかっていますよというのをエビデンスとして出ています、数字。いろいろな循環バスとかそういうものも含めてやっていったときに、それ一つ一つの積み上げで全体の公共交通を維持していくコストというののイメージってできるものですか。

○エヌシーイー(株)高橋：コストの実績データをいただければ、ある程度の仮定を置くことにはなりませんけども、路線延長などなどで試算することは可能でございます。

○高橋会長：ありがとうございます。ぜひそのコストが見えると、例えば村上市で今5万8,000人を維持していく公共交通、当然自力で動いていらっしゃる方もいらっしゃる中での話だと思いますけども、公的な支援として措置をしていかなければならない負担というのが例えば2億であるとか、3億であるとか、10億であるとかというイメージができる就非常に行財政運営もめどが立つのかと思っただけで、ちょっとお聞きをしました。

○エヌシーイー(株)高橋：承知しました。予算の試算のほうも入れたいと思います。

○高橋会長：お願いいたします。すみません。

それともう一点、これ大田専門員のほうにちょっとお聞かせをいただければありがたいと思うんですけども、今スクールバス走っているところと、これバス事業者さん、タクシー事業者さんのご理解とご了承得られればという話になるんでしょうけども、重複させるのは駄目なんですか。全くなしなんですか、ルートの。一部かぶるところってあるんだと思うんです、動かしてみると。なんで、そこのところを例えばバス事業者さんが路線バスを運行しているところにスクールバスがたまたま走って行って、集落ごとに走りますから、そうしたときに同じ路線を使ったときに例えば通院者とか買物に行く方々が乗っているとバス事業者さんとの競合になりますよね。それってなしだよねとやられると飛び飛びになるということになるんで、それって多分道路ネットワーク上あり得ない仕組みになると思いますので、その辺のところって国の法律の立てつけってどんななっているんですか。また、タクシー事業者さんにしてもバス事業者さんにもありませんというところ、スクールバス走ったところというのは、まさにそこはタクシー頼まねば駄目なところなんで、そこにスクールバスが走って、そこを使ってもいいですよということになると、タクシー事業者さんの民業圧迫になる可能性もあるわけです。ですから、その辺がお互いにリンクができて、できればタクシー事業者さんにスクールバス運転してもらえばいいかななんて思っているんですけど、そして稼いでもらえばいいかななんて思っているんですけど、その辺の法律上の立てつけってどういうふうなイメージを持てばいいんでしょうか。

○大田委員：競合してくるといところがちょっと協議とかということももしかしたら出てくる可能性もあるんですが、ただそれぞれ目的といったところ、通院、通学ですとか、あとバス利用者の方の時間帯とか目的地、最終目的地といったところもいろいろニーズ的な部分も出てくると思いますので、ただ市長も言ったようにかぶるから、法律的に絶対駄目だということには恐らくならないのかと思っております。ただ、ちょっとそれぞれのやはり既存の交通事業

者さんとの了解的な部分も当然出てくると思いますし、そういったところを踏まえまして協議の上、進めていくような形になってくるのかと思いますが、ちょっとやはり個別の路線とか、重複するところとかを精査されて、その上で判断ということになってきますけれども、ちょっとざっくりした答えで申し訳ないんですが。

- 高橋会長：分かりました。ありがとうございます。なかなかその辺が悩ましいんで、バス事業者さんもどんどん、どんどんやってくれる気持ちはあるんですけども、でもそれだって資本投入して、それで回収できなければ赤字になるだけなんで、そうすると路線からそこ無理ですという話で、だからこそスクールバスを走らせて相乗りしましょうという話なんで、それがお互いにオーケーであればいいと思うんですけども、そんな形で共存できればいいと思って、その辺のところの制約がある程度ハードルが低いんであればいいかと思っておりますので、具体的にそういう状況になりましたらまたご相談をさせていただきたいと思っております。私からは以上ですが、佐野先生、あれですか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。
- それでは、皆様方からもないようでございますので、この件については以上のとおりとさせていただきたいと思っております。

議題2 通院対応のりあいタクシーの利用料金改定について（案）

- 高橋会長：それでは、議題の2、通院対応のりあいタクシーの利用料金の改定についてお願いいたします。
- 事務局：――議題2に基づき詳細に説明――
- 高橋会長：皆様方からご発言ありますでしょうか。高橋さん。
- 大滝委員：タクシー協会を代表しまして、ちょっと質問させていただきます。
- （代理 高橋） この距離の出し方というのでしょうか、それはどのように出した距離なのか。真っすぐの距離なのか、それともタクシーで乗った場合の距離なのかということをお聞かせ願いたいと思っております。
- それと、このところに載っている表を見ますと、受持ち、瀬波、山辺里、神林、朝日とあるんですけど、まだまだ受け持っている箇所がいっぱいあるんですけど、そのところは載っていないんですけども、この載っているところのみ改定ということなんでしょうかということをお聞かせ願いたいんですが。
- 事務局：今ほど説明させていただいた中でも申し上げましたとおり、変更になる乗降場所のみの一覧表となっております。また、距離のほうは裏面のほうに参考ということで、平成24年8月に開催しました第2回活性化協議会にて、そのときも決定された料金の基礎の距離がありますので、そちらを基に算定いたしました。
- 高橋会長：よろしゅうございますか。どうぞ。
- 大滝委員：そうしますと、ちょっと私のほうで瀬波、山辺里、神林はちょっと担当して
- （代理 高橋） いなくて、うちのほうは朝日のほうをちょっと担当しているものですから、朝日のところでちょっと調べさせていただいたんですが、ここに載っている薦川がこういうふうに変更になりますということで載っているんですけども、平成24年のところの資料を見ますと薦川のところに該当して、同じエリアになっているのが松岡、原小須戸、塩野町とかいっぱいあるんですけども、薦

川が16.5キロでしょうか。16.3キロになっていますか。それと同じような距離で松岡、塩野町、原小須戸とあるんですが、このところのエリアからは薦川しか出ていない。今改定になりますよというところには薦川しか出ていないんですが、それはどんな根拠でしょうか。

- 高橋会長：そのエリアの個別のやつ言ってくんないか。
- 事務局：ちょっと今日資料を持参しておりませんので、あれでしたら後日……
- 高橋会長：要するに15キロ台だからということなんでしょう。
- 事務局：そうですね。15.9キロだった……
- 高橋会長：それって松岡って何キロになっているか出ていますか。
(16.5ですの声あり)
- 高橋会長：16.5。そういうのであれば、16.5で1,200円になっているわけでしょう、それは。
- 大滝委員：以前は900円、薦川と同じ料金で900円でした。そうすると、薦川と距離が同じくらいなんで、薦川は今載ってまして、1,200円になりますよということなんですが、あと松岡、塩野町、原小須戸というのがここに載っていないというので、私は神林のほうちょっと見ましたんですが、ほかの地区でもちょっとそれがあるかもしれないんで、私時間がなくて、全部……
- 高橋会長：ありがとうございます。その辺どういう状況だか説明してもらっていいですか。
- 事務局：当設定当初の基準とする場所を基にこちらのほうも距離のほうを出させていただきましたので、もう一度……
- 高橋会長：でも、今松岡が16.5という、24年当時のやつで。今これ16.32、今細かく変えたんでしょ、15.9から。松岡が1,200円でなくて、900円になっているというもんだと、その辺はもう一回整理した結果、15キロ台になったということなのか。
- 事務局：すみません。今の件につきましては、全部のところでも新しい距離数というのは、こちらで調べた中で変わってくるのがこれということで今上げたんですけども、もう一度ちょっとその辺につきましては基の距離のことにつきましては当初に決めたものでこちらではしていたところもありますので、すみません。もう一度確認させていただきまして、ここで変更が出るようでしたらまた再度この件につきましては大変申し訳ございませんが、新たな資料でお諮りさせていただきたいと思っております。
- 高橋会長：そうすれば、これ承認もらわないで保留にして、また後日書面協議にする。どうすりゃいい。
- 事務局：はい。そういう形でお願いいたします。
- 高橋会長：分かりました。じゃ、今ご指摘のとおりちょっとあれ……
- 大滝委員：ただ、私は朝日なんですが、ほかの地域の方もちょっと調べてこの辺会社の
(代理高橋) ほうとちょっと対応させていただきたいと思っております。
- 高橋会長：大変失礼いたしました。もう一回整理をしまして、また再度お諮りをさせていただきたいと思っております。採決の前に、皆様方からほかにご意見ございますでしょうか。よろしいですか。
(異議なしの声あり)
- 高橋会長：なければ、一旦これ保留にさせていただきます。再度お送りをさせていただきます。

いて、書面表決させていただきますので、よろしく願いをいたします。

議題3 協議会委託バス路線のダイヤ変更について（案）

○高橋会長：それでは、続きまして議題の3、協議会の委託バス路線のダイヤ変更について事務局から説明願います。

○事務局：――議題3に基づき詳細に説明――

○高橋会長：今の説明のとおりいよいよダイヤが確定をいたしましたので、今回お諮りをさせていただきたいということでございます。皆様方からご発言ありましたらいただきたいと思いますが、いかがでございましょう。よろしゅうございますか。

（異議なしの声あり）

○高橋会長：それでは、このように決定をさせていただきたいと思っております。それでは、議題の4につきましては一旦取下げをさせていただきましたので、以上、協議事項については全て終了をさせていただきました。

5 その他

○高橋会長：それでは、ここでその他ということで取らさせていただきたいと思いますが、まず事務局からありますか。

○事務局：ありません。

○高橋会長：それでは、委員の皆様方からございましたらいただきたいと思いますが、いかがでございましょう。本間さん。

○本間委員：すみません。議題の4番の件についてなんですが、取り下げられたということで、もし差し支えなければどういふことを直されるのかという状況をつかまえておりましたら、発表できれば発表してもらえればと思いますが、できなければそれはまた新たなものが示されますので、そのとき検討させてもらいたいと思いますが、お願いします。

○高橋会長：事務局。

○事務局：その詳細の内容につきまして、新潟交通観光バス様のほうからよろしいでしょうか。

○古田委員：新潟交通観光バスの古田でございます。今ほどご質問がありまして、実はもう会議の皆様ご承知のとおり、資料も一応添付はさせていただいておったんですが、村上市内を走っております私どもの路線は距離数によって運賃が変わる対キロ区間制運賃という形になっております。運賃を作成するときに、ちょっといろいろ複雑な計算があるんですけど、その計算式にのっている落とし込んだんです。ところが、村上市内の路線、皆さんご存じのようにならずと昔から走っている路線で、一部その金額で調整とかというところが入っている部分があるんです。これ路線がその都度変わるたびにいろいろ以前の運賃を踏襲しているようなところがございまして、実はその計算式のそのとおりに落とし込んだやつを実は一旦つくったんですけども、運賃制度上でちょっと不合理的な部分、俗に言われている乗った場所によって、先よりも後のほうが安かったりとかというちょっと不具合が実は発覚いたしまして、これは制度上、運輸局さんに出しても認可されないというところがございます。それで再度計算式を一旦もう一回確認し直しという形で、ですからお出した運賃表が全くちょっと、すみません。誤りの部分が何か所か発見したもんですから、冒頭の事務局さん、それから市長様からもお話し

いただいたように、今再度計算式をつくり直して確認を取っているところですので、また出ましたら事務局さんとも協議の上で、またお出しさせていただきますだけばと思っておりますので、全くミスと言っても過言ではございません、申し訳ございません。改めて出させていただきますと思います。

○高橋会長：よろしゅうございますか。

○本間委員：また出るときに……

○高橋会長：決定事項ですんで、さっきの議題2と議題4という形で、この2点についてはまた書面表決になろうかと思えますけども、よろしくお願ひしたいと思っております。

○大滝委員：すみません。事務局さんにちょっとお願ひなんですけども、この案ということでこの資料出て、皆さんに配付になりますけども、配付する前にちょっと今の問題みたいなのが起きないように、調整っておかしいでしょうか。そういう話合いがあつてここに出されると、後での書面決議とか何かなくて、スムーズに行くのかななんて先回も思いましたし、今回も思いましたので、ちょっと一言、できるものかどうか、ちょっとお願ひいたします。

○高橋会長：そのように今後配慮させていただきたいと思っております。

○矢部委員：村上中等教育学校PTAの矢部といいます。よろしくお願ひします。

要望1点お願ひいたします。内容としましては、路線バスの村上中等経由便について試験運行できないかというものでございます。今年12月に新たな村上総合病院が開院されるのに合わせまして、先ほどもお話が出ましたように市内の主なバス路線は病院を経由するような路線に変更されるわけですが、このうち通学時間帯に合うような便について、来春でも構いませんので、試験的に村上中等経由で運行していただけないかという要望であります。今年度当校の主な通学方法については、バス15人、JR213人、自転車89人、徒歩38人、自家用車105人となっております。バスで通学する生徒の最寄りの駅、バス停につきましては岩船方面が緑町、朝日方面が肴町、または村上駅かと思ひます。そこから徒歩でさらに5分、10分かけて通学しているわけなんですけど、これが中等付近で乗り降りできるとなると、非常に利便が向上するものと思っております。こういう状況でも15人利用しているというところではありますが、またさらにそういった部分で利用者も増えるんじゃないかと思っております。具体的には自家用車で送迎してもらっている生徒でしたり、JRや自転車利用の生徒につきましても冬場の利用が見込めるんじゃないかと思っております。余談ですが、今年の県議会では津南中等、佐渡中等の募集停止の問題が議論されておまして、結果的には撤回されておますが、今後県立中等の在り方について検討することになっておまして、私たち保護者も今後の検討内容について非常に不安を抱いているところでもあります。そういった部分も含めて、課題はあると思ひますが、中等の受験を希望する生徒や保護者の通学面のサポート、また自家用車の送迎による校内駐車場の混雑の緩和なども見込めるかと思ひますので、ご検討いただければと思ひます。以上です。

○高橋会長：それは、路線バスということ。

○矢部委員：はい、そうです。

○高橋会長：せなみ循環バス、8時10分の8時15分では間に合わないということ、朝の。

- 矢部委員：それも含めてご検討いただければと思いますが、主には朝日方面からの通学者。
- 高橋会長：なるほど。215人のJRのメンバーは特段いいということ。
- 矢部委員：そこも結局駅に乗り入れた後、病院方面に行くわけですから、拾う可能性はあると思っています。
- 高橋会長：分かりました。個々個別の具体的なやつ、ちょっと検証させていただきたいと思っております。ご要望として承っておきたいと思っております。
- 矢部委員：よろしくをお願いします。
- 高橋会長：ほかにごいませんか。
(異議なしの声あり)
- 高橋会長：ないようでございますので、以上をもちまして協議のほうを終了させていただきたいと思っております。大変ありがとうございました。
それでは、協議会の閉会に当たりまして、佐野副会長のほうからご挨拶いただければと思っております。

6 閉会(副会長)

- 佐野副会長：佐野でございます。皆様ご活発なご議論ありがとうございました。山北のほうでタクシー会社廃業されたみたいで、長岡のほうでも和島とか郊外の合併したところのタクシー会社さんがどんどんやめられているということで、これからはますますタクシー事業者さんとかバス事業者さんとか等との連携が重要になると思いますので、この場を借りてまたお願いしたいと思っております。
- 渡辺事務局長：委員の皆様、ご審議ありがとうございました。
それでは、以上をもちまして令和2年度第2回村上市地域公共交通活性化協議会を終了いたします。
なお、次回は11月の開催を予定しておりますが、今ほど書面協議のものもございまして、また今後の計画策定の途中におきまして委員の皆様にご意見をお伺いする機会も生じてくることもあるかと思っておりますので、その際にはどうぞご協力をよろしくお願いいたします。
本日はどうもありがとうございました。以上をもちまして終了となります。
(午後 3:30 終了)